令和４年度　第１回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会　会議録

日　時：２０２２年（令和４年）５月１７日（火）午前９時３０分から１１時３０分まで

会　場：藤沢市役所本庁舎５階　５－１、５－２会議室

委　員：髙山代表、島村委員、種田委員、西村委員、高橋委員、小野田委員、野間委員、佐藤委員、齊藤委員、船山委員、冨澤委員、林委員
計１２名

事務局：池田福祉部長
子ども家庭課（金子課長補佐）
障がい者支援課（臼井参事、松野主幹、真下課長補佐、増田課長補佐、鎌田主査、竹原主任、伊原）
ふじさわ基幹相談支援センターえぽめいく（吉田所長）
計１０名

傍聴者：１名

１　開会

（１）福祉部長挨拶

（池田福祉部長）

おはようございます。福祉部長の池田でございます。年度が変わりまして、新しい委員の方をお迎えすることとなりました。本年度も忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。新年度ということで、職員のほうも代わっております。まずは、大きくは課長が代わっておりますので、お見知りおきいただきたいと思っております。

さて、私は、毎日徒歩で通勤をしております。２０分ほどかかりますけれども、最近は緑がだいぶ濃くなってきまして、緑の力強さを改めて感じる今日この頃でございます。だいぶ人出も増えてきまして、ゴールデンウイークには、藤沢の江の島もかなりの人出だったということで、テレビでも放映されておりました。コロナの影響もあるので、どうかとも思っておりますけれども、だいぶ賑やかさを取り戻してきたと感じております。

そうした中、鎌倉では、今、大河ドラマで『鎌倉殿の１３人』というものがありまして、鎌倉の八幡宮のところに大河ドラマ館というものができております。私もまだ行っておりませんけれども、その中で、オリヒメという分身ロボットを使って、障がいのある方々が自宅にいながらご案内をしております。また、障がいがなくても、介護のために家にいらっしゃる方が、そこから商品の販売やご案

内をすることもあるそうです。このオリヒメにつきましては、藤沢市でもちょうどコロナが始まる前の年に実証実験をしまして、かなり効果がありましたが、このコロナの中で「これ、使えるな」ということから、今鎌倉で実証実験をやっておりますけれども、未来が近づいてきたような気がいたしますので、こういったことも一つの手段として取り入れていったらどうかと考えております。

この委員会につきましては、来年度、計画を新たに作成することとなりますけれども、今年度は、その前のアンケート調査が予定されております。そういった意味では、コロナだから見えてきた様々なことをこの委員会の中でも議論いただきまして、新たな視点を取り入れて、また、昔からあることも少しずつ変えながら色んなことを進めていけたらというように思っております。当事者目線で今年度も色々なご議論をこの会議の中でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（２）代表挨拶

（髙山代表）

ルーテル学院大学の髙山です。今年度も代表を務めさせていただきます。委員の交代、新委員を含めての体制、また事務局のほうもご担当が代わられている、ということですけれども、また新しい気持ちで今年度の委員会を進めて行くことが出来たらと思っております。

今年度は中間見直しに向けての聞き取りなども始まりまして、これまでよりも少し前倒しのスケジュールで進めて行くものもあるかと思います。また、今日の議事にもるモニタリングの在り方についても、皆さんにご意見をいただいて、協議をしていくことになるかと思います。

どちらかと言いますと、この委員会は、作業的な要素も多くなるかなと思いますけれども、あるべき像の実現、そして、何よりも当事者の権利を実現する、ということを最も大切な視点として、皆さんと共有して協議を進めて行くことができたら、というふうに思っております。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

（３）新任委員挨拶

（小野田委員）

藤沢育成会相談支援プラザの小野田と申します。私は、藤沢育成会に入職して児童を主に担当しておりましたけれども、近年は、湘南ゆうき村や身体障がいの方たちの生活介護や介護保険の通所介護、その他湘南セシリアという知的障がいの方たちの入所施設を経て、相談支援プラザに勤務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

（４）事務局自己紹介

（５）傍聴者入室

（６）配布資料・委員の出欠確認（事務局：伊原）

２　議事

（髙山代表）

　報告事項（１）障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会について、事務局よりご説明をお願いいいたします。

（事務局：鎌田主査）

　資料１－２をご確認ください。計画検討については、３ページ目に記載のとおり、所掌事務として、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の作成に関することと、それらの計画の進行管理をすることとなっております。今年度もこういった内容に沿ってご意見いただければと思います。

　資料１－３について、本会議は障がい者総合支援協議会の下に位置しますが、市の審議会として障がい者支援課の中では大きな会議となっております。本会議は図のとおり、運営会議を通じて総合支援協議会と連携をしていく中で、先ほどの所掌事務について、検討事項を情報交換等していきます。場合によっては、図、下部の専門部会まで計画検討委員会の意見が障がい者総合支援協議会、運営会議を通じて情報が伝わり、動きが出ることも考えられますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。図の右側には、その他の関連会議を載せておりますので、ご確認ください。資料１－４については、昨年度本会議の報告です。年間で、昨年度は４回行いました。第１回では、スケジュールと実施内容の確認、第２回では、指標に触れております。最終的に今年度から始まるモニタリングに関すること、指標と指標に対する考え方の方向性はまとめ上げられました。第４回では、現行計画の聞き取り調査とアンケート調査の頭出しをさせていただきました。

　資料１－５については、年間スケジュールです。今年度、本会議は４回の開催を予定しております。今日５月１７日をスタートとして、８月、１０月、１月に開催する予定です。１月はおそらくアンケート結果が終わる頃ですので、聞き取り調査、アンケート調査の情報提供ができるかと思います。また、年度末にかけてあがる報告書を委員の方々にはお送りさせていただくような形になると思います。

（種田委員）

　資料１－３の関連図について、藤沢市障害福祉団体連絡会の「がい」の字が平仮名になっておりますので訂正をお願いします。

（事務局：鎌田主査）

　失礼いたしました。訂正いたします。

（髙山代表）

　報告事項の（２）ふじさわ障がい者プラン２０２６（中間見直し）について、報告をお願いいたします。

（事務局：鎌田主査）

　資料２をご覧ください。こちらは、今年度行う聞き取り調査とアンケート調査の資料です。現段階では、同調査にご協力いただく受託者を募っております。６月上旬にはその業者が決まるところです。

聞き取り調査については、本日は事前ヒアリングシートについて、確定できればと思います。５月、６月から事前ヒアリングシートを配布して情報を集め、６月下旬以降に聞き取り調査を実施していければと思います。アンケート調査については、夏前に素案を作成し、８月の第２回計画検討委員会において、皆様の意見をいただきたいと考えております。そういったところで意見交換をさせていただきつつ、１１月下旬から１２月にかけてアンケートを実施していき、年度末にはアンケート調査・聞き取り調査の報告書を完成させる流れを考えております。

（髙山代表）

報告について、ご質問等ありますでしょうか。それでは、協議事項、ふじさわ障がい者プラン２０２６のモニタリングについて、説明に移っていただきます。

（事務局：鎌田主査）

モニタリングの考え方について、ご説明いたします。これまで毎年、本会議でモニタリングを進めて参りましたが、情報量が多く、確認いただく委員の皆様のご負担が大きなものになっていたと思います。今年度、障がい者プラン２０２６のモニタリング初年度ということで、この計画を推進していくことをもって、市民の方々に色々と返していければと考えております。その実現に向け、モニタリング方法を変えていきたいと考えております。

その説明に入る前に、確認です。まず、計画上の位置付けとして、モニタリングは毎年行うとお伝えしましたが、地域課題と照らし合わせて改善の方向性を協議・検討することをプラン上明記しております。障がいのある人への必要な支援を進める、ということと、個別支援を通じて見えてきた課題の抽出・整理・分析をし、地域課題としてまとめ、それらを関係機関と情報を共有しながら今後の対策、取組の方向性等の協議を進めていく、というものです。協議過程や取組内容・対応策等については、総合支援協議会や差別協議会と情報共有をしながら連携し、障がい福祉の向上をめざして協議・検討を進めていく位置づけです。モニタリングについては、監視、観察、観測を意味し、継続または定期的に観察・記録するという定義です。計画体系と評価というようなところでは、まず計画の体系としてプランの基本理念、３つのめざす社会像を掲げ、その下に６つの基本目標を位置付けております。基本目標からさらに、施策の柱と方向性を示しながら、個別の取組として事業を位置付けております。評価対象としては、事業に関する記載について、委員の方々からご意見をいただいておりましたが、主な取組結果と実際の成果は当然対象となっております。その成果については、地域の課題と照らし合わせることで施策の方向性を定められる指針にもなっていきます。このことから、主な取組を進められれば、施策の方向性がより良い方向に向かうということと、地域の課題として改善できるというロジックモデルで分析を行います。その上で、今年度からのモニタリングの手法としての主な取組については、定性的で数値化しづらい取組が事業の中には多々あります。ただ、その進捗度や到達度を確認するために各取組の進捗度の状況を数値化できないか、数値化したものを基に確認をしていこうと考えてお

ります。施策の方向性については、各事業の数値化できたものが出てきますが、単年度での効果測定というのは難しいと考えております。しかしながら、単年でデータを積み上げていけば、経年的にまとまりとなって、色々と評価できるということで、中間見直し、それから福祉計画系は３年に一度の改定がありますので、３年を一つのまとまりとして考えて、主な取組の進捗状況と課題を取り巻く環境等を検証して記録をしていきたいと考えております。評価の手法ですが、こちらの主な取組については、先ほどお伝えしたとおり、数値化をもって進捗度、到達度を確認していきます。定量的な目標設定を元々は行っていないので、それを数値化するようにいたします。取組状況については、その事業の実施回数や、何か行った場合その量などを数値として報告していただき、達成度については資料の選択肢の中から自己評価と要因等の分析、自己分析によることで、委員の方々からもご意見をいただければと思います。モニタリングでは、そういった進捗度、達成度について状況を踏まえて改善すべき事項等について示唆していけるのではと思います。施策の方向性については、各事業で数値化できると、それの集合、合計点が施策の柱として評価できる大元の指標になります。また、それらを取り巻く環境等を検証するということで、改善すべき事項というものを事務局側からお伝えできればと考えております。それ以外のところでも委員の方々の視点からご意見いただければと考えております。資料の図は、モニタリング評価のイメージです。主な取組をそれぞれ数値化して、かつ数値化の理由まで各担当課からご意見をいただきながら、まとめたものを施策の方向性や施策の柱に足し込んでいく形で最終的に基本目標が達成されているかを数字で示しながら皆様と共有できればと思っております。今回の計画の見直しにおきましては、主な取組のモニタリングを令和３年度４年度について実施します。施策の方向性のモニタリングについては、ヒアリング調査とアンケート調査を今年度行い、末にはまとめられますので、そういったものを踏まえて令和５年度に合わせて行えればと考えています。ただし、令和４年度についてはモニタリング結果を施策の方向性ごとにスコア化し、数値化して課題と照らし合わせた定性的な評価を試行していきたいと考えております。中間見直し以降につきましても、定量化した指標を基に経年変化を捉え、取組の適切性、施策の方向性の実現、課題解決への寄与度等を確認していくことで、次期計画策定に際してのＰＤＣＡサイクルを機能させたいと考えております。

続いて資料３－２を見ていきます。今までは、モニタリング指標があり、各課からコメントをいただいてきましたが、今回からは、その位置に事業のモニタリング指標に対する数値化できるものを記入していただき、どのように達成できたかを選択肢から選び、選んだ評価の理由まで書いていただくことを考えております。この評価のまとまりが資料右側に記載される、例えば１－１だと共生のための環境づくりという施策の柱というように謳っておりますので、ここへの評価の基にできるのではないかと想定しています。やがては、左に記載の基本目標につなげられればと考えております。

（髙山代表）
　改めてモニタリングの方法について整理していただいて、それが反映されたものがモニタリング表の（案）となっております。特に、この計画検討委員会では、このモニタリングの結果を受けて、さらにそれをモニタリングすることがこの委員会の大きな役割だったかと思うので、ぜひここは皆さんからご意見もいただきたいところではあります。
（齊藤委員）
　今までもモニタリングの評価については、どのように正確な証拠として示すかという議論がありました。定量的なものは簡単に数字が出るのですが、定性的なものについても数値化するということで、これがいつも問題になっているところだと思います。例えば「パンフレットを何枚配る」という目標があった時、「１００枚配りました」で１００％の達成率になりますが、それが実際にどの程度使われているのか、理解が進んでいるかというのは別の話であり、その評価が抜けてしまうというところだと思います。定性的なものは在るか無しか、右か左かがわかるだけで、どの程度のものになるのか数値化しにくいものであり、それを担当課が評価するとなるとやはり主観が入ってしまうもので、なかなかこの仕組みが変わらないなと感じています。そこはどうしようもないので、理由として、「こういう状況です」というところをよりよく書いていただくように説明の中でしていただけると少し様子がわかるようになるかと思いますので、少し気をつけていただければと思います。
（種田委員）
　モニタリングの実績値、数値化にあたり何を数値化すれば、その事業の達成度がわかるかということで、事業にもよりますが、できてない部分を出して数値化して課題を見つけられる事業もあるように思います。事業によって「達成できている」という評価だけではなくて、達成できていないところから課題を見つけるモニタリングもできればと思います。
（事務局：鎌田主査）
　齊藤委員のご意見に関し、そこは事務局としても、我々の事業、それから他課の事業についても、理由の記載がやはり評価に繋がっていきますので、そこはきちんと記載いただくよう周知したいと考えておりますし、各課記載の理由についてご意見をいただければその事業や指標を考え直そうというように繋がっていくと思いますので、ご意見をいただければと思います。
　種田委員にご意見いただいた部分では、確かに、できない部分を見つけていくというのは非常に大事かと思っておりまして、そこを探っていくと、今のところとも少し関連しますが、例えば事業担当課としては、この達成度は１００だという数字が出て、これはよく出来ているのではないかという評価をしたとしても、実際に利用、支援する側として「いや、そういうことではない」ということであれば、さらにそういったご意見をいただくことで担当課としても気づけることが出てくると

思いますので、随時ご意見をいただければと思います。
（高橋委員）
感想ですが、このモニタリング表の案を見て、昨年度出ていたモニタリング表よりは格段に見やすくわかりやすいと思いました。ただ、他の委員さんから意見が合った通り、例えば担当課が「概ね達成できた」となった場合にも、こういった委員会の中で、「このモニタリング指標においては概ね達成できたかもしれないけど、実はこの裏にはこういった課題があるよね」とか、そういったものがきちんと論じあえるのであれば、皆さんが「こういった点が心配だ」と言った部分が補完できると思いますので、モニタリングの在り方としては良いと思っています。
（船山委員）
モニタリングに関して、評価のイメージも図にされていてわかりやすいと思っておりました。やはり、モニタリングするときに、誰もがわかりやすく可視化されていることは大事だと思います。我々のような専門家はつい難しい言葉を使ってしまいがちです。「モニタリング」も、要は「見直し」です。わかりやすいプランに見直す必要があるという感想です。
（西村委員）
私も感想としては非常にわかりやすくなったと思いました。それと、「達成できなかった」のみでも良いですが、それに対して、事業番号が毎年非常に多いので、事業番号に網掛けをするなどして、来年、再来年という３年間にどういう形で達成できなかったか、良くなっていったか、というところも可視化できればと思います。特に、できなかったところをピックアップした形で見せられると扱いやすくなるかと思います。
（冨澤委員）
私自身も今回のモニタリングに関しての数値化というところは、誰が見てもすぐわかるという形において、とても良いと感じております。自分がやはり専門とする分野のところを主に中心的に評価を見るというようなところが多いですが、せっかく多岐にわたる項目がある中で、課題も当然多いので、項目数が多いところは致し方ない部分ではありますが、この見やすさというところが全体的な評価をより皆さんからも色々と意見を聴取しやすい形に繋がるのではないかと感じました。
（林委員）
素人から見てもわかりやすい表だと思いました。このモニタリングの根本になる指標というのは、どういう過程で決めていくのか疑問に思ったので質問します。
（事務局：鎌田主査）
まずは、林委員のご質問からお答えします。指標については、昨年度１年間ですけれども、そもそも計画を作っていく段階で、各取組、主な取組ということで、事業を最終的にそれぞれの柱のところに付けていった流れの中で、その事業の評価をどのような考え方でしていくべきなのか、何が指標として使えるかを担当課か

ら出していただいて、なぜその数値なのか、イベントも含めて、指標の考え方の中で理由を述べていただています。それについて、昨年度、委員の皆様からもご意見をいただく中で、修正できるところは修正するというところで、出来上がったものが今ご覧いただいているモニタリング指標と、指標に対する考え方になっております。まずは、林委員のご質問については以上です。

先ほど、事業番号も含めて、特にできていない部分を経年的に追いやすくするようにとご意見をいただきました。先ほどもお伝えしたように、大きなところでは３年ごとに状況の分析も含めてできます。数値は毎年見て、それにプラスして３年ごとの経年的な分析もするようにしていきますので、見やすさの部分については皆様のご意見もいただきながら工夫したいと考えております。

（髙山代表）

委員の皆様から他にご意見等ありますでしょうか。それでは、ここで１０分の休憩を取りたいと思います。

（休憩）

（髙山代表）

再開します。それでは、協議事項の２つ目、ふじさわ障がい者プラン２０２６（中間見直し）、これに向けた聞き取り調査の事前記入シートについてです。（案）のご提示をいただいていますので、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：鎌田主査）

聞き取り調査の事前情報記入シートについて、資料４－１は団体用、４－２は事業者用です。これを基に、事前の聞き取りをした上でのヒアリングに臨む材料にするためのものです。これらは、前回２０２６を作った際のものをベースに、今回、委員の皆様のご意見、それから、昨今の法改正や社会情勢を含めて青字で書き足しております。資料４－２事業者用については権利擁護の部分や感染症、災害の部分です。権利擁護のところは、虐待防止の法改正もありましたので、その点を加えております。本日は、事前にご意見いただいておりますので、本日ご了承いただければ、これを基に事前の情報シートとして配付したいと考えております。

（西村委員）

団体用の記入シートの５番、「功利的配慮」になっているのは、「合理的配慮」間違いだと思いますので、訂正をお願いします。

（事務局：鎌田主査）

申し訳ございません。訂正します。

（齊藤委員）

災害について、設問４番と８番がイレギュラーなことに関する対応について伺っている項目かと思いますが、８番についてはそのニュアンスからすると、将来的なライフスタイルの変更が伴うようなイメージかなと思います。それに対して４番は、本当に日常生活においていきなり起こるイレギュラーな問題、非常事態ということだと読み取れます。４番に関しては、「災害など」という書き方にしてし

まうと、災害がメインになってしまうような気がします。そうではなく、もっと日常的に、「母親が入院した」など日常の中で起きる緊急の事態について色々と書けるように説明の仕方を工夫していただければと思いました。

（事務局：鎌田主査）

４番は、本当の災害、非常時、天災、地震・大雨などを想定しており、８番は、ご家族の急なところも含めて日常生活上のところということで分けたつもりです。家庭環境においてというところを８番で、それ以外の外的要因のアクシデントを想定したのが４番という整理です。委員の「分けて載せてください」というご意見も踏まえてこのような整理をしています。

（齊藤委員）

ご説明のとおり、８番の説明文はそのようにも読めますが、それ以外にも、日常生活上の不安と将来の不安の２つの意味が混在しているように見えます。４番との関連で少し整理ができるといいかと思います。

（事務局：鎌田主査）

今の齊藤委員のように、読み手の状況により理解がこちらの意図と異なる可能性がありますが、それについてはヒアリングにおいて、聞く側が質問意図のずれがないように聞いていくことで整理したいと思いますが、いかがでしょうか。

（髙山代表）

齊藤委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

（齊藤委員）

今のご意見のような形で、日常と将来を区別し、また日常の中でも、家庭の中の問題と外的要因というような、色々なことが分かって、答えやすい書き方にしていただければいいと思います。

（島村委員）

私も齊藤委員と同じ印象を感じていました。最初に提示されたときに、この「災害など」というものが入っていなかったので、広く緊急時と捉えるものだと思っていましたが、今回いただいた資料の中で、「災害など」というのが書かれていたので、これは、答える側としては、災害が頭のほうにくるのかなと思いました。「災害等も含む」という書き方であれば、私たち親の団体とすると、何か緊急で親が子どもを見られなくなった際や家族に何か起きた時に、子どもの介護をどうするかというのは、真っ先に思うところです。そこも含めての４番だったので、この「災害など」と頭についたことで、一気に意識が限定されてしまうと感じます。あと、８番も同じく、将来的なものと日常的に起こる緊急時とでは課題感が違いますので、項目を分けて区別するほうがいいと感じました。

（小野田委員）

４番については、福祉避難所のような広域的なもののイメージを持っていて、８番については、世帯や一家族、一個人の話かと思っていたので、そういう住み分けだと理解していますが、よろしいでしょうか。

（事務局：鎌田主査）

お話しいただいた内容だと、日常的なところの中身として、ご家庭の事情と災害なども含めた外的な要因の部分と、将来的な不安やご家庭の中の部分で、どちらかというと、日々のことと将来的なものとで分けたほうが分かりやすいというお話だと理解しております。もし、この場でご賛同いただけるのであれば、今、齊藤委員や島村委員のご意見の形で組み換えをして、実際のヒアリングに向けてのものとして使うということでよければ、そのようにしたいと思っています。

小野田委員のご質問については、実はそこまで広域の定義まで定める意図はなく、対象は団体、市民の方々ですので、そこまでのイメージを含めて何かを答えてくださいという意図はありませんでした。そのため、「そういう意図ですか」という今のご質問に対しては、「そうではないです」というお答えになります。

（髙山代表）

今の小野田委員のような受け取りをされて、そのように書いていただいても構わないということだと私は思っていて、調査項目の説明は簡潔なので、受け取る側がどう読み取って、どう書くか内容を制約するものではないので、書いていただいたものをベースに、ヒアリングをするということでもよいと思っています。それから、４番と８番のところは、書く側の書き方に迷いが出るのであれば、ヒアリングで調整するよりは、出来るだけ事前の情報の情報整理ができているものをいただいたほうが、ヒアリングで手間取らないと思いますので、事務局の話のとおり整理したものをご提示する形でよろしいでしょうか。また、５番の差別解消法の改正ということで、基本的に民間事業者も合理的配慮の提供の義務化という方向は示されておりますが、施行期日が明記されていないので、まだ大きな変化を感じ取る状況にはないかと思います。それでも大きな方針が示されていますので、今から確認しておく意味はあると思います。では、最初の団体用は整理したものをご提示いただくことになりますが、基本的にこの方向でこの委員会としては了承したということで進めていくということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（事務局：鎌田主査）

整理をしたものは、実際に使う前には委員の方々には、会議の合間になるとは思いますがお見せできると思いますので、よろしくお願いします。

（髙山代表）

それでは、協議事項の見直し検討事業についてです。

（事務局：増田補佐）

協議事項（３）の見直し検討事業の方向性について、ご説明をさせていただきます。今回、こちらの議題に挙げましたのは、これまで皆様に進捗状況のご報告をして、ご意見を伺ってきた中で、結果、本課としての案をまとめましたので、ここでご報告をし、また改めてご意見をお伺いしたいという趣旨です。まず、資料５の１番を用いて、これまでの検討内容について、改めて振り返りながらご説明します。

この見直し対象事業については、平成３０年度からスタートしました、藤沢市行財政改革２０２０の基本方針に「事務事業の抜本的な見直し」が打ち出され、①事業開始から１０年以上が経過し、かつ一般財源（市の単独財源）の比率が高い事業、②として、国の基準を上回っている事業の抽出の指示があり、そこで出された全庁からの事業で２４８事業の中から以下の３事業を含む３３事業が選ばれ、検討を進めてきたものです。なお、この３事業の見直しにあたりましては、障がいがある方の生活に影響が及ぶものもありまして、障がい福祉施策全体の中で検討を進めるため、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい者福祉計画検討委員会において検討状況を報告し、ご意見をお伺いしてきたものです。そして、見直し期間が終了した令和２年度以降につきましても継続課題となり、引き続き昨年度も検討を進めてきた結果、昨年度末に今後の方向性につきまして障がい者支援課の案として次のとおりまとめましたので、今後必要な手続きを進めていきたいと考えております。

各事業の方向性については、資料の２番のところです。事業ごとにご説明をしていきます。まずは、障がい者福祉手当についてです。こちらの方向性としては、支給対象年齢を６４歳までとして行きたいと考えております。方向性の進め方としては、今年度中に当該条例の改正案を市議会提出できるよう準備を進め、来年度令和５年４月１日の予定で施行を考えております。理由といたしましては、平成１８年度の制度改正で、介護保険制度の充実により年齢要件を設け、６５歳以降に支給対象になった方は受給できなくなりました。ところが、こちらは経過措置として当時６５歳以上で受給していた方と、その後も６４歳までに支給対象になった方へは引き続き６５歳以降になっても支給してきたということがありました。その結果、それから１５年以上が経過して、経過措置に該当せず受給できない方の人数の増加と、人数の増加については、令和３年１２月１０日時点になりますが、６５歳以上の受給者が１，４９８人いらっしゃるのに対し、受給できない６５歳以上の方は２，８３６人ということで、受給できない方の人数が今増えております。それから、支給額の差の増大ということがあります。こちらは、最大で７２万円と書いてありますが、これは、年間４８，０００円の支給額になりますが、これを１５年間受給し続けた場合、７２万円となっておりますので、平成１８年当初から受給となった方とそれ以降もずっと続けている方にとっては、差が７２万円出てきてしまっているということで、そういった不公平が拡大しているために是正するということで、こういった方向性を考えているところです。重度心身障がい者の介護手当については、現行の事業を継続として調整を進めていきたいと考えております。理由といたしましては、当該手当は障がい者福祉施策として施設入所が中心であった時代に、自宅での介護者に対する制度として開始した事業です。現在の障がい者支援法にある趣旨で、「障がい者は地域社会を構成する一員であり、本人が希望する場所で尊厳をもって、その人らしく暮らす」という障がい者の地域移行の趣旨にこの介護手当の事業は合致しており、現在も在宅介護者の負担軽減に有効に

活用されていると考えております。そのため、重度心身障がい者が利用できるサービスの更なる充実が図られるまで、当該事業を継続していきたいと考えたものです。続きまして、障がい者等医療費助成のご説明になります。こちらも、現行事業を継続として調整を進めていきたいと考えております。ただし、他の公費医療負担制度、これは自立支援医療などがありますが、それらを利用したうえで、残った自己負担分を助成することが原則となっております。そのため、現状の助成内容をこちらで分析した結果、それら公費負担医療制度を利用しないまま市が助成しているケースが見受けられまして、こちらを本来の原則に則って公費負担医療制度との併給を促進することで一定の歳出削減効果が見込まれると考え、こちらの方向性を出したものです。以上の方向性をご報告させていただきまして、皆様から改めて最終的なご意見をお伺いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（種田委員）

障がい者等医療費助成についてお尋ねします。現行事業を継続としていただけるのは有難いと思います。その中で、今後、医療費助成を受ける方は、事前に他の公費負担医療制度が使えるかどうか、窓口で手帳を交付するときに調整はできると思いますが、現在、この市の医療費制度を利用している方に他の公費負担医療制度を利用できるかどうか、併用していくためにどのような取組を進めていかれるか、お尋ねしたいと思います。

（事務局：増田補佐）

今、障がい者医療費助成を受給されている方の公費負担医療制度の促進については、昨年度の１１月の時点で、一番人数が多いということで行ってきましたが、人工透析を受けている方に対して、自立支援医療の更生医療を利用していただくことを進めるために、私どもでチラシを作成し、人工透析を実施している医療機関に配布を依頼して、利用している方に働きかけをお願いしてきました。その結果、まだ数は少ないですが、数人の方が新たに申請し、更生医療の利用をしていただいている状況もあります。また、それ以外になりますが、精神手帳をお持ちの方については、有効期間がありますので、当然、医療証も有効期間を設けております。その更新のタイミングで、精神の方も精神科の通院の自立支援医療の受給者証がありますので、そちらの取得を確認し、働きかけをしております。そういった形で、窓口に来られたようなタイミングで必要なご案内をしている状況です。

（種田委員）

その他の障がいの方に対する対応はございますか。

（事務局：増田補佐）

その他の方々については、例えば、人数が多いもので言いますと、小児特定疾病の受給者証や、指定難病の受給者証が見受けられるところでありますが、そういったものについては、幅広い病気が対象となっており、特定の方々に働きかけるというところが非常に難しい状況になっております。ですので、そういった方々が治療

を受けた医療機関から働きかけていただけるように、市から医師会に働きかけをお願いしてまいりたいと考えております。
（髙山代表）
協議事項は以上ですので、その他の情報提供を事務局からお願いいいたします。
（事務局：鎌田主査）
まず１点目として、参考資料１で、市内の相談支援体制、それから委託相談支援事業所等の機能と役割を示しています。昨年度、相談支援部会からの発信で総合支援協議会の本会議でご承認いただいたものです。こちらについては、かねてから現場の方、それから相談支援部会、総合支援協議会の委員の方々から「それぞれの事業所の役割がはっきりしない」「どんな機能と役割を持っているかよく分からない」とご意見をいただいていたので、それをまとめ上げたものです。ケース対応として藤沢市は３層構造、１次２次３次という相談体制として、これが全て「こうでなければいけない」ということではないのですが、色合いとして、１次で委託総合相談やその他のサービス提供事業所の方々が入り、２次相談では、委託の総合相談と委託の専門相談、３次相談では委託専門相談と基幹相談支援センターが入る体制になっています。それぞれ相談を受けて支援をそれぞれが責任を持って返していくという構造になっています。市内のそういった相談を通じて地域の課題について総合支援協議会などを通じて情報交換をしていくイメージ図になっています。
２点目については、参考資料２－１から２－４を用いて説明します。参考資料の１については、神奈川県の当事者目線障がい福祉条例骨子案です。それに伴って、「普遍的な仕組みづくり」という資料が出てきております。この最後の部分には今後のスケジュールがありますが、既に県民の方々にはパブリックコメントを実施し終わっていると情報が入っております。この後、夏にかけて議会や意見交換という流れの中で年度内にはまとめ、令和５年の４月のをめざしているというところです。県のホームページにも今回提示している資料は載っておりますので、県としてこういうことが進められているというところで、今後場合によってはこういった県の動きが、我々が策定していく計画の見直しにも関わりが出てくることもあるかと思いますので、今回は参考として情報提供いたします。
（種田委員）
参考資料１の相談支援体制のところですが、相談者は、この１次相談に相談するだけでよろしいのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。
（事務局：鎌田主査）
ここで示したかったのは、相談者の方々がとにかく相談しやすいところにまずは相談してくれればいいという意味合いで、例として１次相談を列挙しています。そのため、「相談をしたい」と思ったとき、今の種田委員のご質問からすると、まずは１次相談として書かれているようなところで相談しやすいところを選んでいただいて相談する、という理解でよろしいかと思います。
（種田委員）

相談者が何回も同じ相談を違う事業者でまたしなければならないのは大変だと思います。そのため、相談内容にもよりますが、なるべく１次相談でその事業所が２次３次の専門的な支援を受けて、また相談者を支援できるような体制がいいと思います。

（事務局：鎌田主査）

種田委員のご意見のとおりで、我々として、まずは相談者の方々が、いわゆる「たらい回し」のような形にならないようなことをめざしていく中で、委託の総合相談に関してはワンストップで、受け止めていくことを大きな目標、目的として掲げております。これはまだ全市的にあらゆる事業所の方々というわけにはいきませんが、相談支援部会の関連会議として、我々障がい者支援課が所管する会議として委託の相談事業所を集めた会議がございまして、その中では、いかにして相談を受けた時の情報を繋げていくのかという書式も含めて、今年度以降検討していくつもりです。そういったところが整っていくと、種田委員がご心配をしているようなことは減ってくると考えております。補足等があれば佐藤委員、お願いします。

（佐藤委員）

相談を利用される方がたらい回しにならないとか、安定的に相談を受けられる体制ということでは、相談員、支援者をサポートする体制も重要なところで、今回の図に関しては、いわゆる支援者をサポートする、相談者を支援していくために支援者をサポートしていく体制ということでご理解いただけるとありがたいと思いますし、そういう相談者とか支援者間の相談自体が行き交う市町は、とてもスキル的にも支援体制的にも、高くなっていくと思っていますので、画だけではなく、実動としてそういった形で動かせていただいていますので、それがまた地域の中に浸透していけばいいと思っています。

（髙山代表）

今のお話はまさに、相談支援のネットワークをどうしていくのかということだと思います。ネットワークもそうですが、どうしても図で表そうとすると静止画にならざるを得ないのですが、実際には動いていないと意味がないですし、しかもそれは、本当に個別の支援にとって必要な動き方ですので、そのネットワークの在り方も変化していくものだと思っています。ですので、実際の動きによって、相談されたご本人やご家族が困らない仕組みをいかに提供していくかということで皆さんご尽力いただいているのだと思いますので、その実態なども、計画検討委員会では限界があるかもしれませんが、共有させていただけたらと思います。また、県の施設の情報が今色々私たちの耳にも入ってくるところで、本当に目を覆いたくなるような情報ばかりですけれども、それが神奈川県の障がい者福祉の実態としてあるということは、事実として私たちは厳粛に受け止めなければいけないと思っておりますし、最悪のアウトカムの状況になっている訳ですので、そういうことをどう取り戻していくか、二度と繰り返さないためにはどうしていくか、私たちの藤沢でも皆さんと共に考えていけたらと思います。それでは、ご準備いただきました

議事は以上になりますので、事務局にお戻しいたします。
（事務局：臼井参事）
　委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。以上を持ちまして、委員会は閉会とさせていただきます。最後に、次回の開催予定をご案内させていただきます。次回の開催予定日は、８月３０日火曜日です。時間は、本日と同じ午前9時３０分から１１時３０までの予定でございます。本日はありがとうございました。

閉会